役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第14条に基づき、理事、監事の選出を円滑に行うために定めるものとする。

(役員選挙管理委員会の設置)

- 第2条 当法人は役員の選出を行うために、役員選挙管理委員会を置く。
 - 2 役員選挙管理委員会は、理事、監事の選挙を管理、運営することを目的とする。
 - 3 役員選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 4 役員選挙管理委員は、10名以内の委員をもって構成し、任期は次期役員選挙管理委員の任命までとする。
 - 5 役員選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

(役員選挙管理委員会の業務)

- 第3条 役員選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業について は、協会事務所に委託することができる。
 - (1)役員選出のための参考選挙(以下;選挙)の告示
 - (2) 立候補届の受理、立候補者の公示
 - (3)選挙人名簿の整備
 - (4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
 - (5) 投票結果の確認及び会員への報告
 - (6) 社員総会の承認による当選者の公示、および当選証書の発行
 - (7) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権は、投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者が有する。

(選挙の告示)

- 第5条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。
 - (1) 立候補受付期間(14日間)
 - (2) 投票日
 - (3) 投票受付期間(投票日から起算して7日間)
 - (4) 開票日(投票日から30日以内)
 - (5) その他必要事項

(立候補)

- 第6条 理事、監事になろうとする者は、立候補受付期間内に役員選挙管理委員長に届け出る ものとする。ただし重複立候補はできない。
 - 2 立候補者が定款第13条第1項で定める定数または定数に満たない場合は無投票とする。 理事会は定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

できる。

- 第7条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。
 - (1) 理事、監事の立候補者の氏名、略歴、立候補の趣旨、推薦者氏名(2名)。 ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。 同一推薦人は、理事については2人まで、監事については1人まで推薦することが
 - (2) その他必要事項(選挙方法等)
 - 2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票開票および得票順位の決定)

- 第8条 投票は無記名とし、インターネットを介したオンライン投票システムにより行う。
 - 2 記名方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 理事の投票は、10名以内の連記投票とする。
 - (2) 監事の投票は、単記投票とする。
 - 3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、役員選挙管理委員会が選任した立会人 を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行 う。
 - 4 得票の多い順に立候補者の順位付けを行う。得票が同数の場合は、役員選挙管理委員会が抽選で順位を決める。

(当選者の決定)

- 第9条 参考投票の得票順に社員総会の承認を受け、定数までを当選者とする。
 - 2 立候補者数が定数以内で参考投票を実施しなかった場合は、立候補者及び理事会推薦 者のうち社員総会の承認を受けたものを当選者とする。
 - 3 理事、監事に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又次点者がない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規程は、平成21年12月6日より施行する。

平成27年4月1日改訂 (審議員関連の削除、投票方法変更、第4条関連等)